

告 示

埼玉県告示第七百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら東所沢店

埼玉県所沢市東所沢二丁目十一 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

・ 駐車場の出入口については、視認性及び安全性を継続して確保してください。

・ 該当店舗に面している道路は東所沢小学校及び柳瀬中学校の通学路として利用しておりますので、車両の出入り等がある場合は、通学児童生徒の安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター